

平成25年8月1日

海上自衛隊硫黄島航空基地における携帯電話サービスのための携帯電話
基地局の設置事前調査及び設置工事に関する業者の募集について

海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令

富田 清浩

東京都小笠原村硫黄島における在島隊員の福利厚生及び来島者の利便性を確保するため、携帯電話サービスのための携帯電話基地局の設置事前調査及び設置工事を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 電気通信事業資格を有すること。
- (2) 秘密保全に関し、防衛省の「調達における情報セキュリティ基本方針」「調達における情報セキュリティ基準」に準拠した管理体制が整備されており、作業員の身元が確実に保証されている者であること。
- (3) 本事業の履行能力を有する者
- (4) 本事業を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
- (5) 本事業の遂行に必要な技術者を所要数従事させる体制を有すること。
- (6) 次による要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することがないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びbからeまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置機器等

(1) 携帯電話基地局等の器材一式

通話範囲性能：硫黄島庁舎地区（半径1km以上）

なお、硫黄島飛行場における航空管制等の電波障害及び自衛隊の業務に支障とならないもの。

(2) 硫黄島と本土間の通信方式

通信事業者間の任意方式（現在衛星によるNTT公衆電話利用）

4 募集要領の配布

(1) 期 間

平成25年8月1日（木）から同年8月30日（金）まで

(2) 場 所

海上自衛隊ホームページ公募欄

(http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/koubo_idx.html)

5 硫黄島基地の配置図の配布

配置図の配布は、宛先の記入された送付用封筒に490円分（簡易書留）の切手を貼付の上、平成25年8月23日（金）（消印有効）までに以下の住所に郵送されたい。

なお、郵便物到着までに日数を要することから、申し込みのみFAX可

住所：〒252-1101

神奈川県綾瀬市厚木基地内 I J - A S S

海上自衛隊硫黄島航空基地隊補給隊長

担当：松本（補給隊厚生班長）

電話：04998-4-1111（内線：262 FAX：268）

5 その他

細部の内容は、募集要領による。

「海上自衛隊硫黄島航空基地における携帯電話サービスのための携帯電話
基地局の設置事前調査及び設置工事」募集要領

海上自衛隊硫黄等航空基地隊

募 集 要 領

1 概 要

東京都小笠原村硫黄島における在島隊員の福利厚生及び来島者の利便性を確保するため、携帯電話サービスのための携帯電話基地局の設置事前調査及び設置工事を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 電気通信事業資格を有すること。
- (2) 秘密保全に関し、防衛省の「調達における情報セキュリティ基本方針」「調達における情報セキュリティ基準」に準拠した管理体制が整備されており、作業員の身元が確実に保証されている者であること。
- (3) 本事業の履行能力を有する者
- (4) 本事業を効率的、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
- (5) 本事業の遂行に必要な技術者を所要数従事させる体制を有すること。
- (6) 誓約書（別紙様式第1）の要件を遵守できること。

3 設置施設の所在地及び名称

東京都小笠原村硫黄島
海上自衛隊硫黄島航空基地

4 公募及び仕様書説明会【重要】

本説明会に参加しない業者は公募に参加できない。

- (1) 日 時
平成25年9月6日（金）午前10時から
- (2) 場 所
海上自衛隊厚木航空基地ターミナル
（厚木航空基地正門前に午前9時45分までに集合）
- (3) 携行品
募集要領、仕様書
※参加希望者（各業者2名以内）は、平成25年8月30日（金）午後4時までに会社名、参加者氏名、年齢、連絡先をFAXで送付する
宛 先：海上自衛隊硫黄島航空基地隊補給隊 松本
FAX：04998-4-1111（内線：268）

5 設置条件

- (1) 設置方法
自衛隊が管理する土地若しくは建物に携帯電話基地局等の機材一式を設置する。

(2) 設置機器等

ア 携帯電話基地局等の器材一式

通話範囲性能：硫黄島庁舎地区（半径1km以上）

なお、硫黄島飛行場における航空管制等の電波障害とならないもの。

イ 硫黄島と本土間の通信方式

通信事業者間の任意方式（現在衛星によるNTT公衆電話利用）

ウ 携帯電話通信容量

携帯電話利用者：年間 約15万人（延べ）

(3) 調査期間

業者決定時～平成25年11月30日（土）

(4) 使用料

土地（屋外）：設置に係る面積に応じた国有財産使用料

なお、電気料金は別途徴収する。

(5) その他

仕様の細部については、仕様書のほか担当者と調整する。

6 調 査

携帯電話基地局等の設置場所を決定するため、硫黄島において現地調査を実施する。調査の結果により、最適な候補地を選定したならば、官側へ報告し、業務に差支えないことを確認した後設置場所を決定する。

なお、調査に係る全ての費用は業者側が負担するものとする。

7 工 事

前項の調査により、設置場所が決定した後、国有財産使用許可申請を提出し、許可後工事を開始する。工事にかかる全ての費用は業者側が負担するものとする。

なお、業者から依頼があった場合は、硫黄島への整備要員及び物品の輸送並びに宿泊、給食等について官側が支援する。

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

事業を希望する業者は、以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書 2部（別紙様式第2）

(イ) 企画提案書 2部

次の内容が必ず記載していること。

- a 設置から運用開始までの作業行程表
- b 携帯電話利用概要
- c 詳細設計図
- d 使用機器構成図

- e ネットワーク構成図
- f メンテナンス、アフターサービスについて

(ウ) その他の関係書類 (各2部)

公募に参加する者に必要な資格等を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

なお、関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

- a 業務確約書 (別紙様式第2)
- b 誓約書 (別紙様式第1)
- c 会社概要 (パンフレット可)
- d 電気通信事業の許可書 (写し)
- e 硫黄島における携帯電話事業の要員態勢図
- f 秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる証明書類
- g 硫黄島への搭乗申請 (別紙様式第3)

(エ) 提出先 (住所)

〒 252-1101

神奈川県綾瀬市厚木基地内海上自衛隊 IJ-ASS

硫黄島航空基地隊補給隊長

連絡先：04998-4-1111 (内線：262) 担当者：松本

(オ) 提出期限

平成25年8月30日 (金) 必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があったと認められた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載あった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- オ その他、違反と認められた場合

9 選考の方法

提出された企画提案に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

必要に応じて、プレゼンテーションを実施していただく場合もある。

なお、決定業者については、複数業者になる場合もある。

10 決定日

平成25年9月17日 (火)

業者への決定通知は、9月27日 (金) までに郵送にて通知する。

11 業者決定後の提出書類等

提出書類は以下のとおり。提出先は、申請書等の提出先と同じ、提出期限は業者決定後、速やかに提出する。

- (1) 航空機搭乗承認申請 2部
- (2) 航空機搭乗承認申請者名簿 2部
- (3) 作業従事者名簿

12 調査後の提出書類

- (1) 国有財産使用許可申請書
- (2) 調査報告書

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は仕様許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求または業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察への通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

申 請 書

平成 年 月 日

海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名
電話番号：
F A X ：

東京都小笠原村硫黄島に所在する海上自衛隊硫黄島航空基地において、携帯電話基地局の設置事前調査及び設置工事を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 携帯電話基地局機器

2 その他付帯器材

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

業務確約書

平成 年 月 日

海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令 殿

「東京都小笠原村硫黄島航空基地における携帯電話サービスのための携帯電話基地局の設置事前調査及び設置工事」の応募に関し、仕様書に定める事業を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電話番号：

F A X 　：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

航空機搭乗承認申請書

平成 年 月 日

海上幕僚長

殿

(第4航空群司令経由)

申請者 住所
氏名

航空機の搭乗について、下記により承認されたく申請します。

記

1 搭乗者の職名（学校名、学年）氏名及び年齢

2 搭乗理由

3 搭乗予定日及び搭乗期間

(1) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの任意の日

(2) 搭乗区間

4 搭乗航空機の型式

5 その他必要な事項

6 事故があった場合の通知先

仕様書

1 業務件名

海上自衛隊硫黄島航空基地における携帯電話サービスのための携帯電話基地局の設置事前調査及び設置工事

2 業務内容

携帯電話サービス事業に必要な携帯電話基地局等の設置のための現地調査及び同設備の設置工事

3 相手方の決定

海上自衛隊硫黄等航空基地隊司令（以下、「甲」という。）は、携帯電話基地局等の設置のための現地調査及び工事を行う者（以下、「丙」という。）を決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、携帯電話基地局器材等の設置場所に係る国有財産使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用する場合

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反した場合

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合はこの限りでない。また、この場合は丙が国に対して一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる資格を有しているとともに関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

(5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に携帯電話基地局等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払わ

なければならない。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

7 設置場所

携帯電話基地局等の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、丙が申請するものとする。設置に適した候補地については、甲と協議の上決定するものとする。

8 現地調査

丙は、硫黄島において現地調査を行い、携帯電話基地局等の設置場所及び携帯電話サービス事業に関する最適な設置場所を選定する。

9 業務期間

国有財産使用許可書に指定された日～平成26年3月31日

事業を継続する場合は、1年ごとに国有財産使用許可申請を行い更新するものとする。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において携帯電話基地局等設備を管理し、維持整備に心掛け、事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規則の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適切に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 携帯電話基地局等器材の設置、移動及び撤去に係る経費は、丙の負担とする。また、当該作業を実施する場合は、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する電気使用料のほか、利用物件の維持保持のための修理費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、設置した携帯電話基地局等器材の転倒防止（耐震対策・防風対策）のために必要な措置を講じること。
- (6) 携帯電話サービスについては、常に利用者の利便性の高い機能等の提供に努め

るものとし、担当職員の要望に可能な限り対応するものとする。

- (7) 丙は、事業に伴う通信許可の必要な場合は、事前に許可を取得した後、事業を行うこと。
- (8) 丙は、携帯電話サービスに伴う通信において、航空機及び基地機能の電波障害等にならないようにすること。
- (9) 丙は、携帯電話基地局等の故障等に伴い携帯電話が利用できない事象を担当職員から連絡を受けた場合は、迅速に対応すること。
- (10) 丙は、定期的に器材等を点検し、常に良好な状態に努めること。
- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））、その他担当職員の指示する書類を提出しなければならない。

13 情報保全

- (1) 丙は、甲及び担当職員の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た自衛隊に関する情報の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な処置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 官施設の立ち入り

丙の立ち入りについては、履行場所の諸規則を遵守するものとする。

丙は、基地内への立ち入りをする場合、その1週間前までに、立入申請書及び立入者名簿によって甲へ申請するものとする。

17 交通・輸送等

硫黄島へ来島するまでの手続きは、海上自衛隊厚木基地内第4航空群司令部（硫黄島支援班）に航空機搭乗承認申請書及び航空機搭乗者申請者名簿をそれぞれ2部ずつ提出する。

なお、業者決定後、甲と調整の上、速やかに申請書を作成し提出するものとする。

- (1) 航空機による本土（航空自衛隊入間基地及び海上自衛隊厚木基地）から硫黄島での交通・輸送は、往復とも官用便を利用し、本土内の交通・輸送については、丙の負担とする。

- (2) 官用便利用の際は、搭乗に必要な諸手続きを確実にを行い、搭乗日当日は出発予定時刻の1時間前に手続きを完了するものとする。

18 宿泊・食事・医療等

- (1) 硫黄島内の滞在に必要な宿泊施設は、官側で準備するが、電気、水道、寝具洗濯代は有償とする。
- (2) 硫黄島での食事は、自衛隊による有料給食を利用することができる。
- (3) 宿泊等及び有料給食を希望する場合は、事前に宿泊及び有料給食が可能であるか甲へ確認するとともに、来島者名簿（部外者）によって官側へ通知するものとする。
- (4) 硫黄島で、自衛隊医療機関による診察を受けた場合は有償とする。
- (5) その他、日常必需品については、丙が準備する。

19 その他必要な事項

- (1) 現場責任者は、作業の安全管理について労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他関係諸法規に従い、作業完了まで作業現場における機器及び作業資材の保管安全対策に必要な措置を講じるとともに、作業全般にわたり事故防止に努めるものとする。
- (3) 基地内における丙の行動範囲は現場のみとし、現場以外の施設への立ち入りが必要な場合は、事前に甲の許可を受けるものとする。
- (4) 作業実施にあたっては、部隊の運用に支障を与えないように甲と綿密な連絡を取り、官側と十分調整を行なわなければならない。
- (6) 火気等を使用する場合は「火気使用許可申請書」により、甲の許可を得るものとし、許可のない火気の使用は厳禁とする。
- (7) この仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲と丙の間で協議する。